

20歳になった皆様と世帯主の方へ 国民年金の加入と保険料のご案内

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族を保障！

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

納めた保険料の全額が所得から控除！

家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

同封物をご確認ください。

- ① 国民年金保険料納付案内書 1通
- ② 国民年金保険料口座振替納付申出書 1通
- ③ 納付書（前納・上期・下期・各月） 最大 16通
（「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票）
- ④ 国民年金の加入と保険料のご案内（本リーフレット） 1通
- ⑤ 基礎年金番号通知書 1通
（20歳前に基礎年金番号をお持ちの方には、同封していません。）
- ⑥ 国民年金保険料学生納付特例申請書 1通
- ⑦ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 1通
- ⑧ 返信用封筒 1通

※返信用封筒は、②、⑥または⑦の届出の際にご利用ください。

※令和4年4月以降、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書を交付します。

<表面>

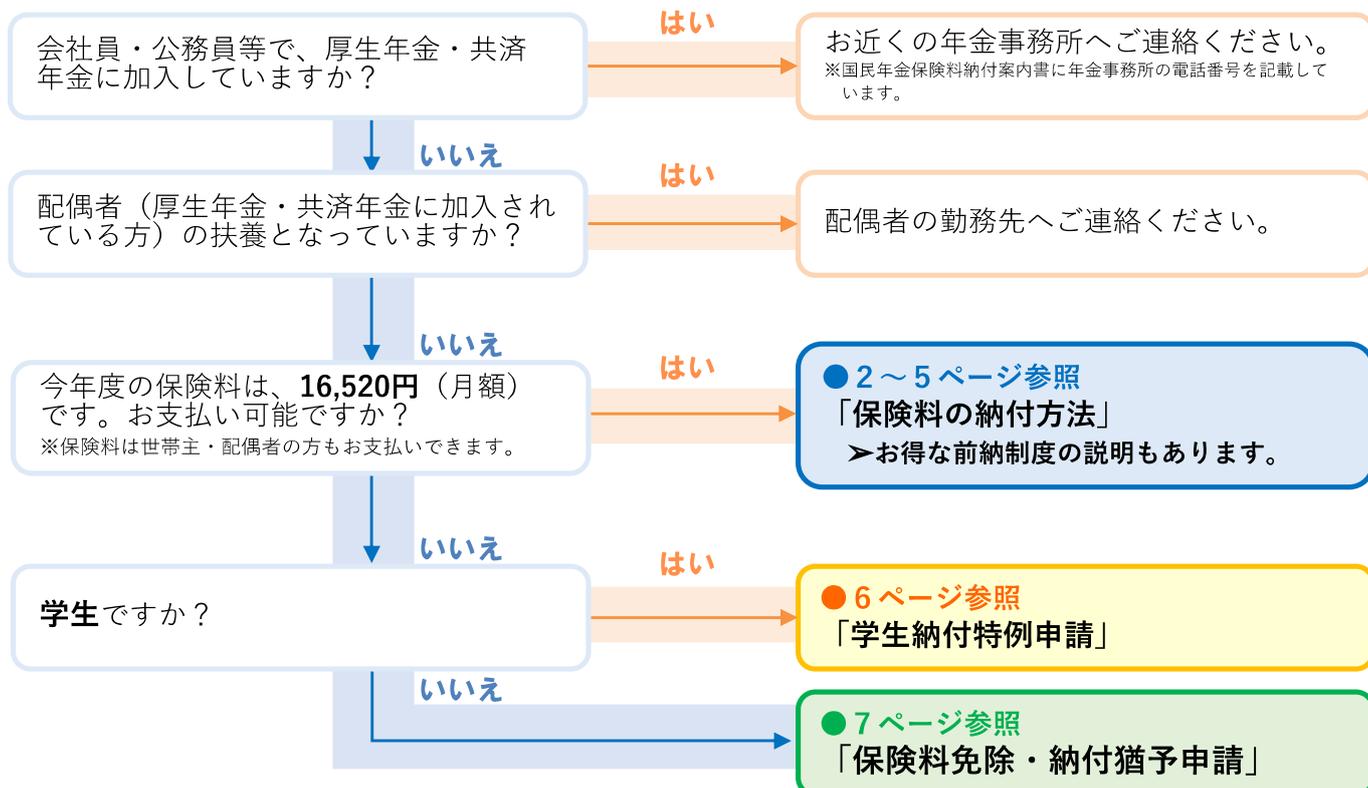
基礎年金番号通知書	
基礎年金番号	XXXX-XXXXXX
フリガナ	XXXX XXX
氏名	X X X X
生年月日	平成XX年XX月XX日 令和XX年XX月XX日交付
厚生労働大臣	

<裏面>

年金についての相談
年金についてわからないことがあるときは、年金事務所にご相談ください。なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。
日本年金機構

基礎年金番号通知書は、大切に保管してください。

加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。



■ 20歳直前で海外出国されこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。

■ 諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページをご覧ください。

保険料を未納のままにすると…

令和5年4月～令和6年3月分の国民年金保険料は、**16,520円（月額）**です。
保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

■障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。

不測の事態が起こったときに、年間約80万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。

※80万円は令和5年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額です。



このうち20～59歳の方は約**130**万人
年金は老後の保障だけではありません

国民年金保険料は納付方法が選べます



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 市（区）役所、町村役場および年金事務所では納めることができません。ご了承ください。
- その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書（納付書送付書）」および「納付書」の裏面をご覧ください。

保険料をまとめて前払い（前納）するとお得です！

付加保険料で年金額を上乗せできます

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算しますので、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

付加年金は申出月からの開始となりますので、お早めにお申し出ください。

- 市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所へお申し込みください。後日、納付書をお送りします。
- 国民年金基金へご加入の方は付加保険料を申し込めません。
- 付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。

納付書による納付を希望される方

領収（納付受託）済通知書

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料 () 厚生労働省年金局 (国民年金)

納付期間 年 月 分

納付書発行年月日 年 月 日

納付番号 00500

受入先 厚生労働省年金局事務管理課長

領収（納付受託）控

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料 ()

納付期間 年 月 分

納付書発行年月日 年 月 日

納付番号 00500

受入先 厚生労働省年金局 (国民年金)

納付書・領収（納付受託）証書

国庫金 国民年金

納付目的 国民年金保険料 ()

納付期間 年 月 分

納付書発行年月日 年 月 日

納付番号 00500

受入先 厚生労働省年金局 (国民年金)

納付書は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）、またはスマートフォンアプリによる電子決済が利用できます。

- ① **金融機関**
全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合
- ② **コンビニエンスストア等**
全国のコンビニエンスストア（詳しくは納付書裏面をご確認ください）
- ③ **電子納付（Pay-easy）**
同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。
- ④ **電子決済（スマートフォンアプリによる納付）**
同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納めることができます。対応決済アプリなどの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



● お支払い保険料と前納割引額 【令和5年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金	16,520円	—	98,310円	810円	194,720円	3,520円	387,170円	14,830円

■ **納付書での前納が翌々年3月分まで（最大で2年分）できるようになりました。**
納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

前納は申出月からの開始となりますので、前納を希望される場合は、お早目にお申し出ください。

※国民年金に加入した年度末まで納付いただき、翌年4月から2年前納をご利用いただくことも可能です。

【注意事項】

- 使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納められません。
- 同封の前納用納付書以外にも前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行します。お近くの年金事務所へお問い合わせください。
<例> 「5.5～6.3」前納用納付書の使用期限である令和5年5月31日を過ぎてしまったが、前納したい
⇒ 令和5年6月30日までであれば、令和5年6月分から令和6年3月分までの前納ができます。
- **加入月（20歳の誕生日の前日が属する月）から翌年3月までの各月納付書と加入月の翌月分から翌年3月までの前納用納付書が同封されている場合があります。加入月の翌月から前納用納付書により納付される場合、加入月から前納月の前月分までの納付も必要です。**
- 電子納付や電子決済に使用した納付書は、誤って金融機関等の納付に使用しないようご注意ください。

口座振替による納付を希望される方

国民年金保険料口座振替納付申出書(年金事務所用)

年金事務所長 へて
年 月 日 国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので申し込みます。

①基礎年金番号 ②生 年 月 日 ③電 話 番 号 種 別 ④電 話 番 号

⑤氏 名 ⑥住 所

⑦金融機関名 ⑧支 店 名 ⑨預 金 種 別 ⑩口座番号(右詰めで記入)

⑪通帳記号(右詰めで記入) ⑫通帳番号(右詰めで記入)

⑬⑭⑮ ① 翌月末振替 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 当月末振替(早期) ⑤ 2年前納

フリガナ ⑯口座名義人氏名

国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)

銀行等使用期
印刷済 発行

国民年金保険料を口座振替により納付したいので、表面の
約定を確約のうえ依頼します。

年 月 日

①基礎年金番号 ②生 年 月 日 ③電 話 番 号 種 別 ④電 話 番 号

⑤氏 名 ⑥住 所

⑦金融機関名 ⑧支 店 名 ⑨預 金 種 別 ⑩口座番号(右詰めで記入)

⑪通帳記号(右詰めで記入) ⑫通帳番号(右詰めで記入)

⑬⑭⑮ ① 翌月末振替 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 当月末振替(早期) ⑤ 2年前納

フリガナ ⑯口座名義人氏名

※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の本体のみ記入
捺印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
※ 通帳を申し込み1～2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。
※ ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
※ 一部先払い(一部納付)されている方は、「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。
※ 過去の先払いの保険料を納める場合は、口座振替はご利用いただけませんのでご注意ください。

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、同じ期間を納付書で納める場合より割引されます。

■ 手続き方法

1. 申出書に必要事項を記入

口座振替を希望する場合は、同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入してください。

2. 申出書を提出

お近くの年金事務所窓口または通帳をお持ちの金融機関・郵便局へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

● 前納割引額と申込期限

【令和5年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	16,520円※	—	97,990円	1,130円	194,090円	4,150円	385,900円	16,100円
申込期限	随時提出可能		(上期) 2月末日 (下期) 8月末日	2月末日				
引落日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日	4月末日				

※納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替すると16,470円になり、保険料が50円割引されます。

【注意事項】

- 口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。
- 申込手続きが期限までに間に合わなかった場合や残高不足で口座からの振替ができなかった場合は「翌月末振替」になります。次回の前納振替日までの間、割引がありません。
- 口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。開始まで、口座振替は1～2カ月程度かかります。
- 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。
- 現在、イオン銀行以外のインターネット専業銀行では口座振替の利用はできません。

学生の方で経済的に納付が困難な場合は

いずれかの方法で「国民年金保険料学生納付特例申請書」をご提出ください。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日
以下のとおり学生納付特例を申請します。
 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
 この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

住所： _____
 被保険者氏名： _____

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成
③ 氏名 (フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他

⑤ 申請期間 (学費納付期間)	平成 年 月から 平成 年 月まで 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 年 月 日から (卒業予定年月) 平成 年 月 日まで 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地 都 道 府 県
⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
⑩ 学生証の有効期限	平成 年 月 日まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
⑪ 前年所得	1. なし ※令和2年度以前を申請する場合は、128万円を118万円に読み替えてください。 2. あり(≦128万円以下) 3. あり(≧128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり(人)・なし】
⑫ 特例認定区分(%)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()
⑬ 備考	

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄 学生証確認欄

【留意事項】
 ○学生証のコピーをA4判で添付してください。
 ○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
 ○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

2304 1016 007

■マイナポータルを利用した電子申請



- ① マイナンバーカードと学生証※をご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- ② マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログインしてください。
 「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続きに進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。
- ③ 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。
 申請の際は、**学生証※の画像**または**在学証明書の画像**のアップロードが必要です。

■同封の「学生納付特例申請書」による申請



- ① 申請書に必要事項を記入してください。
 紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。
- ② **学生証※の写し**を添付し申請書を提出してください。
 住民票を登録している市（区）役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

※ 「学生納付特例申請書」を申請する際には、**在学期間がわかる学生証**（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）または**在学証明書**が必要です。

■学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。
 ※学生納付特例を受けた期間があると、保険料を納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。
 ただし、将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、学生納付特例を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。
 「追納制度」については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

■学生納付特例の手続きをするメリット

学生納付特例が承認された期間は、老齢年金を受け取るための期間に算入されます。
 また、学生納付特例を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。
 ※令和5年度の年金額（年額）
 障害基礎年金1級・・・993,750円 障害基礎年金2級および遺族基礎年金・・・795,000円

■在学中の学校でもお手続きが可能です

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。
 ※指定を受けている学校等は日本年金機構ホームページで確認できます。

●「学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算されない	計算されない

学生以外の方にも免除制度があります

様式コード
4 6 3 5

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 へて **令和** 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。
〒 _____
住所： _____

被保険者氏名： _____

指定金額免除申請事務 市区町村 日本年金機構
取扱者 _____

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めして記入してください。

① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 電話番号	③ 自宅 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	④ 被保険者 生年月日	⑤ 昭和 7. 平成	⑥ 配偶者 生年月日	⑦ 昭和 7. 平成
③ 被保険者 氏名	④ 被保険者 生年月日	⑤ 昭和 7. 平成	⑥ 配偶者 生年月日	⑦ 昭和 7. 平成	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。	
⑤ 配偶者 氏名	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出があった場合は、国名と転出入日を記入してください。 ◆ 「申請期間」欄に記載した年の1月1日現在において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。					
⑦ 世帯主 氏名	⑧ 特記事項 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (_____)					

◆ ③免除区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。
※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に記入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑧備考」欄に記入してください。

⑨ 免除区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 _____ 年度分 令和 _____ 年度分				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) ・ なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) ・ なし 世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり(人) ・ なし				
⑫ 特別認定区分 (障害認定期間)	被保険者：1. 失業 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者：1. 失業 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主：1. 失業 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は「_____」まで記入してください。 2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合は、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は「_____」まで記入してください。				
⑭ 備考					

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

2303 1016 001

いずれかの方法で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」をご提出ください。

■マイナポータルを利用した電子申請

- ① マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- ② マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログインしてください。
「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続に進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。
- ③ 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

■同封の「免除・納付猶予申請書」による申請

- ① 申請書に必要な事項を記入してください。
紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。
- ② 申請書を提出してください。
住民票を登録している市（区）役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

(注) 学生納付特例に該当する方は、上記の免除・納付猶予の申請はできません。

■免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

■納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

■免除の手続きをするメリット

保険料を免除された期間は、老齢年金を受け取る際に、全額納めた場合の2分の1の年金額を受け取れます。

また、保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金だけでなく、万が一の障害年金や遺族年金も受け取れない場合があります。

●「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	※2 含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	※1 計算される	※1,2 計算される	計算されない	計算されない

※1 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりです。
●全額免除の場合…2分の1 ●3/4免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●1/4免除の場合…8分の7

※2 「一部免除」については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

7

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したのものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

- すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

年金制度に加入したら「ねんきんネット」に登録を！

- ねんきんネットは、これから納めていただく保険料や、お勤めになられた会社の履歴など年金に関する様々な記録をいつでも確認することができるサービスです！
今後、サービスの拡大を予定しておりますのでぜひご利用ください。

- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを経由することにより、ねんきんネットがご利用いただけます！
※マイナンバーカードをお持ちでない場合でもご利用いただけます。

- 詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



その他注意事項

- 国民年金保険料を未納のままにすると・・・

保険料を未納のまま放置すると、強制徴収によって、被保険者はもとより**連帯納付義務者である世帯主または配偶者**の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

- 国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間にも行っています）。委託事業の詳しい内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。

***委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。**

一般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ！

☎ 0570 - 003 - 004 (ナビダイヤル)

050で始まるお電話でおかけになる場合
(東京) ☎ 03-6630-2525 (一般電話)

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※年金記録の確認や相談などは、国民年金保険料納付案内書に記載の年金事務所にご連絡ください。